

平成29年第10回大山町教育委員会

招集年月日 平成29年7月25日(火) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	伊澤百子	2番	林原浩子	3番	湊谷紀子
5番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の特例に関する規則の制定について

日程第 4 議案第2号 指定学校の変更について

日程第 5 議案第3号 平成29年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

3. その他

4. 次回の開催日程 平成29年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
7 月 1 日	土	教育行政トップリーダーセミナー(神戸7月1日～2日)
3 日	月	子育ての旅修了式、六長合同会議
4 日	火	名和小学校計画訪問、社会体育施設についての協議
5 日	水	青少年育成指導委員研修会
6 日	木	大山小学校計画訪問、大山自然歴史館リニューアル会議
7 日	金	生涯学習実践道場(七夕学校・大山青年の家)、第67回「社会を明るくする運動」西伯郡研究大会(伯耆町溝口公民館)
13 日	木	全史協中国地区協議会大会(津和野)
14 日	金	県市町村教育委員会研究協議会(セントパレス倉吉)、第2回人権セミナー
18 日	火	市町村教育長意見交換会(西部総合事務所)、武蔵野美術大学(三澤教授、佐藤専門員)来庁、福岡県志免町議会視察(中山みどりの森保育園等)、第1回大山町総合文化祭実行委員会
20 日	木	健康づくり推進協議会(保健福祉センターなわ)
21 日	金	荒井玲子さんの講演会「鳥取県のハンセン病問題とかかわって」(町立図書館)
22 日	土	日吉津村生涯学習大会(ヴィレステひえず)
23 日	日	大山寺本堂・鐘楼国登録セレモニー
25 日	火	定例教育委員会、テメキュラ派遣生徒教育委員会挨拶

今 後 の 予 定

26 日	水	西伯郡小学校水泳大会(伯耆町 B&G)
28 日	金	大山口列車空襲慰霊祭・平和記念のつどい(大山公民館)、県教育次長等来庁
29 日	土	インターアクト地区大会記念講演(ホテル大山)

8月 1日(火) 沖縄嘉手納町交流団出発式(4日まで)

8月 2日(水) 六長合同会議

8月 4日(金) 名和さくらの丘保育園計画訪問、沖縄嘉手納町交流団出迎え

議案第 1 号

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の特例に関する規則の制定について

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の特例に関する規則を次のように制定する。

平成 29 年 7 月 25 日

大山町教育委員会教育長
鷺見 寛幸

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の特例に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成 27 年大山町規則第 7 号。以下「利用者負担規則」という。)に規定する支給認定保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(保育料の額の特例)

第 2 条 大山町保育所条例(平成 27 年大山町条例第 6 号。以下「条例」という。)第 2 条に規定する保育所に入所する児童で、保育の実施を受ける年度の初日の前日(3 月 31 日)において満 3 歳以上に達している者の条例第 2 条に規定する利用者負担額(以下「保育料」という。)は利用者負担規則第 3 条の規定にかかわらず無償とする。ただし保育料の未納があるものはこの限りでない。

(施行期日)

1 この規則は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前において納付した又は納付すべきであった保育料については、なお従前の例による。

議案第2号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成29年7月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て1件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第 3 号

平成 29 年度 準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

平成 29 年度 準要保護児童生徒を次のとおり取り消すものとする。

平成 29 年 7 月 25 日

大山町教育委員会教育長 鷺 見 寛 幸

1. 平成 29 年度 準要保護児童生徒認定取り消し候補者

(平成 28 年所得により算定した結果、基準を超えるもの)

認定取り消し候補者数 1 人 (詳細別紙) 認定取り消し児童生徒数 人